

負担限度額認定申請に必要な書類

申請にあたっては、負担限度額認定申請書と被保険者本人及び配偶者の預貯金等の金額が確認できる書類の提出が必要です。預貯金等とは具体的には以下のものが含まれ、提出が必要な書類は下表のとおりです。

預貯金等の範囲	提出書類
預貯金（普通・定期）	<p>被保険者本人名義の<u>全ての通帳</u>（又は取引明細書）の①～③の写し（※配偶者がいる場合は配偶者名義のものも全て必要です。）</p> <p>①銀行名・支店・口座番号・名義がわかる部分 ②申請日から過去2か月間の取引履歴がわかる部分 ③総合通帳の場合は、定期（貯蓄）預金の残高がわかる部分</p> <p>【以下の点については、コピーの際に十分注意してください。】</p> <p>※必ず最新の履歴を記帳してからコピーしてください。（取引がないことにより最新日付が古い場合は、その旨補記してください。） ※年金受取口座の場合は、必ずその入金履歴がわかる部分もコピーしてください。 ※③は全く履歴がない場合でも、残高がないことの証明としてコピーを添付してください。 ※通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写しでも可能です。</p>
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	原則として申請日から2か月前までの証券会社や銀行の口座残高の写し（注）（ウェブサイトの写しも可）
出資金（生協、信金など）	出資証券などの写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	原則として申請日から2か月前までの購入先の銀行等の口座残高の写し（注）（ウェブサイトの写しでも可）
投資信託	原則として申請日から2か月前までの銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（注）
現金（タンス預金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローン） ※負債額は預貯金等額から差し引きます	借用証書など

（注）最終の残高がわかる部分のみ（申請日より2か月以内に記帳等）でも可

※以下のものは預貯金等に含まれません。

- ・生命保険
- ・自動車
- ・貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難なもの）
- ・その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）

～ご提出いただく前に、もう一度ご確認ください～

□申請書

- ・表面に被保険者本人の押印、裏面の同意書欄に被保険者本人と配偶者の住所・氏名の記入、押印が必要です。
- ・表面の申請者欄は、申請不備の際の問い合わせ先となりますので、本人以外が申請する場合は必ず記入してください。

□預貯金等通帳のコピー、有価証券類のコピー

- ・お持ちの全ての口座の通帳のコピー（下図①～④参照）を提出してください。
- ・申請直前に記帳し、申請日から過去2か月間の取引履歴がわかるようにコピーしてください。（年金の受取を確認するため）
- ・配偶者がいる場合、配偶者の全ての口座のコピーも必要です。

コピーしていただく部分

①表紙裏の見開きページ

総合口座		
おなまえ ●●●●		
店番号	普通預金口座番号	定期預金口座番号
○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○
株式会社●●●●銀行（銀行コード）		
●●支店		
電話番号 079-○○○-○○○○		
		印

開いて1ページ目の銀行名、支店名、口座名義人、口座番号がわかる部分のコピーをとってください。

②残高がわかるページ

普通預金（兼お借入明細）				
年月日	お取引内容	お支払金額	お預かり金額	差引残高
20xx. 4.20	A T M	10,000		190,000
20xx. 5. 7	電気代	5,000		185,000
20xx. 5.10	水道	3,000		182,000
20xx. 5.10	配当金		2,000	184,000
20xx. 6. 2	定期積金005	30,000		154,000
20xx. 6. 2	電話代	9,000		145,000
20xx. 6.15	年金		100,000	245,000
20xx. 6.15	年金		50,000	295,000
20xx. 6.22	定期利息		5,000	300,000

2か月以上

申請直前に記帳し、申請日から過去2か月間の取引がわかるようにコピーしてください。（必要に応じて前のページも）

- ③総合口座の場合は、定期（貯蓄）預金の残高がわかる部分のコピーも必要です。（定期残高がない場合でもコピーが必要。）
- ④定期預金がある場合は、その残高がわかる部分のコピーも必要です。

※コピーはA4（本用紙）サイズ（両面可）で提出してください。

※有価証券、国債等をお持ちの方や投資信託をしている方は証券会社や銀行の口座残高の写しを提出してください。

※取引内容に「定期利息」や「定期積金」、「配当金」などの記載がある場合は、その残高や積立額（出資額）がわかるものの写しを提出してください。